

『令和3年度税制改正大綱(9) 海外向け優遇と引き締め策等』

今回の改正では、海外から事業者や人材、資金を呼び込む観点から様々な措置が図られる中、法人税においては、投資運用業を主業とする非上場の非同族会社等の役員に対する業績連動給与について、投資家の事前承認(支給する旨及びその算定方法のファンド契約書等への記載、又は投資事業有限責任組合の集会等での報告)を得る、算定方法や根拠となる業績等を金融庁ホームページで公表すること等の要件を満たしたうえで、損金算入が可能となった。

内国法人が外国子会社から受ける配当等の額に係る額については、以下の通り見直される。配当等の額のうち、1)外国子会社配当益金不算入制度の適用を受ける部分の金額に係る外国源泉税等の額の損金算入は、外国子会社合算税制との二重課税調整の対象とされる金額に対応する部分に限る2)外国子会社配当益金不算入制度の適用を受けない部分の金額に係る外国源泉税等の額の外国税額控除は、外国子会社合算税制との二重課税調整の対象とされない金額に対応する部分につき適用を認める。

一方、エネルギー関連では、再生可能エネルギー発電設備等の特別償却制度、及び高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度は、いずれも本年3月31日をもって廃止される。



金融庁

『経常黒字幅、大幅縮小—2年 サービス収支が赤字転化』

財務省が発表した令和2年の国際収支状況(速報)によると、「サービス収支」が赤字に転化したことなどから「経常収支」は黒字幅を縮小した。「サービス収支」の赤字転化は「旅行収支」の黒字幅縮小などが要因。政府観光局によれば、新型コロナウイルスの影響で同年の訪日外国人旅行者数は411万5,900人と前年比87.1%、出国日本人数も317万4,200人と同84.2%とともに急減。その影響で「旅行収支」を含む「サービス収支」は前年比3兆6,610億円も悪化、3兆5,362億円の赤字に転化した。一方「貿易収支」は輸出が同8兆7,032億円減少し6兆3,277億円、輸入も11兆3,677億円減って6兆2,820億円となり、黒字幅が2兆6,645億円拡大して3兆0,457億円の黒字となった。「貿易収支」の黒字幅拡大は、輸入額の減少が輸出額の減少を上回ったため。その結果、「貿易・サービス収支」は4,905億円の赤字となった。「第1次所得収支」は20兆7,175億円の黒字(黒字幅が6,780億円縮小)、一方「第2次所得収支」は2兆5,294億円の赤字(赤字幅が1兆1,539億円拡大)。以上より「経常収支」は17兆6,976億円の黒字となり、黒字幅が2兆8,283億円縮小した。



出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

葵総合経営センター

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 aoi@aoi-cms.com